

2009年4月30日

# 役員選挙にあたって

生活協同組合パルシステム群馬

生活協同組合パルシステム群馬の第2期役員選挙にあたり、生協での役員(理事、監事)の基本的な役割についてお知らせします。

## 生協にある機関とその役割

生協法では生協に必要な機関を以下の3つに分けて規定しています。

- 総代会 生協の意思を決定します。
- 理事(会) 総代会で決定された意志に基づいて業務を執行します。
- 監事(会) 理事による業務執行をチェックします。

## 理事会とは

生協とは組合員の皆さんによって構成されている団体ですが、一人ひとりの組合員の願いや意思を受けながら、組織としての一つの意思を持って事業や活動を行っています。このため、理事会は総代会で決定された意思にもとづいて日常の事業や活動を執行し、また執行に関わる具体的な意志を決定していきます。

## 理事とは

定款では、理事(役員)の責任は、生協法、定款、規約及び総代会の決議を守り、この組合のため、忠実に職務を行うこととなっています。以上から理事の役割及び求められることは次の3つになります。

1. 組合員のくらしを豊かにするための事業を行い、また組合員の財産(出資金など)を守っていけるよう、事業の継続や発展、そして経営の安定をめざしていくこと。
2. 理事ならびに理事会は、組合員全体の利益が何かを絶えず考えて判断していきます。このため、誰もが参加でき、納得できる運営をすすめること。
3. 組合員の利用や活動ニーズは社会や地域の状況、その変化と深く関連しています。理事ならびに理事会は、広い視野を持ち、すすんで豊かな経験を学び、それらを生協の運営に活かしていくこと。

## 監事とは

監事は理事会と同様に生協の機関の1つです。その役割は理事会から独立して存在し、将来に向けた生協の財産の保全と、理事会の業務の執行状況を監査し、意見を述べるということにあります。以上から、具体的には次の3つが監事の役割となります。

1. 生協(組合)の財産の状況を監査すること。
2. 理事会と理事の業務の執行状況が法令や定款ならびに諸規約にもとづいてなされているか監査すること。
3. 財産の状況、または業務の執行状況について監査した結果を総代会に報告すること。